

2023年度は生前贈与で大きな税制改正 個々に合った対策は専門家に相談を

3つのポイントが重要

「生前贈与については、2023年度に増税と減税の両方で税制改正が行われたため、対応に注意が必要です」。そう話すのは、大家さん専門税務に携わってきたwish会計事務所小林直樹代表だ。

小林代表によれば、相続対策では①遺産の分割計画、②納税資金の確保、③節税が重要だという。「このため、死亡日以前3年間だった生前贈与加算の期間が、24年1月1日以降7年間に延長された改正は大きなポイントです。経過措置はあるものの、生前贈与がやりづらくなるということです」。まずは、遺言などによる遺産分割計画や納税資金の確保などの相続対策が重要で、しかも早めに行動を起こすのが大事とのこと。

一方、毎年110万円までは相続時精算課税贈与の加算対象から外れたため、「暦年贈与は若いうちに行い加算の対象期間から外し、年齢を重ねた後は精算課税の110万円枠を活用する対策も考えられます。なお、有効な対策は個々の状況で変わるため、まずは専門家に相談を」と小林代表はアドバイスする。

